

諮問第 588 号
環水大水発第 2302202 号
令和 5 年 2 月 20 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 西村 明宏
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の環境大臣が定める基準を設定又は改定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定又は改定すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1 - [(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イル)メチル] - 3 - (3, 5-ジクロロフェニル) - 9 - メチル - 2, 4-ジオキソ - 3, 4-ジヒドロ - 2 *H* - 1 λ^5 - ピリド [1, 2-*a*] ピリミジン - 1 - イリウム - 3 - イド
(別名ジクロロメゾチアズ)

(*RS*) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 *RS*, 3 *RS*; 1 *RS*, 3 *SR*) - 3 - (2, 2-ジクロロビニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)

S - (4-クロロベンジル) = ジエチルカルバモチオアート (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)

2', 6' - ジブロモ - 2 - メチル - 4' - トリフルオロメトキシ - 4 - トリフルオロメチル - 1, 3-チアゾール - 5 - カルボキシアニリド (別名チフルザミド)

(別紙2)

1 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - [3 - (2, 2, 2 - トリフルオロエトキシ) - 2 - ピリジルスルホニル] 尿素ナトリウム塩 (別名トリフロキシスルフロシナトリウム塩)

中環審第1261号
令和5年2月24日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和5年2月20日付け諮問第588号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。